

国の被災小規模事業者再建事業(持続化補助金令和2年7月豪雨型)補助金を活用し、以下の条件を満たす場合に、県の追加支援があります。

※以下、国の被災小規模事業者再建事業(持続化補助金令和2年7月豪雨型)補助金を「国補助金」といいます。

補助金名	大分県災害時小規模事業者再建事業費補助金（令和2年7月豪雨型）
補助対象者	国補助金の採択を受け、令和2年7月豪雨により自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害が生じ、なおかつ新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項の規定によるセーフティネット保証（4号・5号）又は同法第2条第6項の規定による危機関連保証の認定を市町村長から受けた）小規模事業者等 *ただし、国補助金において定額補助を受ける事業者を除きます。
補助率	県補助率1/6（国補助金の額の確定額の1/4）以内
申請期限	国補助金の『額の確定通知』受領後、速やかに申請してください。
申請方法	県HP(下記URL)から申請書をダウンロードし、下記申請先までご提出ください。 <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/14000/saikenjigyoku-7gatsugou.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/14000/saikenjigyoku-7gatsugou.html</a>
申請先・お問合せ先	大分県商工観光労働部商工観光労働企画課商工団体班 住所：〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 Tel：097-506-3218 Fax：097-506-1752 Mail：a14110@pref.oita.lg.jp

## 追加支援のイメージ

国補助金のみ	補助対象経費120万円		
	国補助金 80万円	自己負担 40万円	
県の追加支援後	補助対象経費120万円		
	国補助金 80万円	県補助金 20万円	自己負担 20万円

追加支援により自己負担軽減

※市町村によっては、更なる負担軽減の支援を受けられる可能性があります。

## 【参考】国の被災小規模事業者再建事業(持続化補助金令和2年7月豪雨型)補助金 問合せ先

- 商工会地域で事業を営んでいる方・・・最寄りの商工会、大分県商工会連合会
- 商工会議所地域で事業を営んでいる方・・・最寄りの商工会議所、持続化補助金令和2年7月豪雨型補助金全国事務局